

公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

◆新型コロナウイルス対策お役立ち情報（別冊） ◆アンケート用紙（別紙）

●本部等の行事

新型コロナウイルス感染症の関係で、6月に予定されている事業等はありません。

●支部の行事

新型コロナウイルス感染症の関係で、6月に予定されている事業等はありません。

●青年部会の行事

新型コロナウイルス感染症の関係で、6月に予定されている事業等はありません。

●女性部会の行事

新型コロナウイルス感染症の関係で、6月に予定されている事業等はありません。

●（公社）福岡中部法人会ホームページのご案内

福岡中部法人会のホームページのトップ画面には次のような関連情報を掲載しています。

「福岡県新型コロナウイルス感染症ホームページ」

「福岡市新型コロナウイルス感染症について」

「新型コロナウイルス健康相談ダイヤル」

「新型コロナウイルス対策中小企業支援情報」

「新型コロナウイルスに関する対策リンク集」



その他、「福岡税務署からのお知らせ」等多数掲載しています。是非、ご活用ください。
ホームページアドレス⇒ <http://www.chubuhoujinkai.jp>

(I) 税務カレンダー

- 6月10日 ●5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（前年12月～5月分）の納付
- 6月15日 ●所得税の予定納税額の通知
- 6月30日 ●4月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
●法人及び個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
●10月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
●消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
●消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人及び個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2ヶ月分）（消費税・地方消費税）

6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日

- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）

※上記は、通常の期限等を記載しています。国税庁では、やむを得ない事由に該当する場合には、当初の申告期限以降に、提出する申告書の右上の余白や摘要欄に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載すれば、別途個別に申請をする必要はないとしています。是非ご検討ください。

(II) 知らないと損する税情報

新型コロナウイルス(2)

税理士 堤 一博

福岡県は、執筆時点（5月10日）では、「特定警戒都道府県」の指定はまだ解除されていませんが、一部緩和の見通しがでてきました。しかしながら、感染防止対策を徹底した上で段階的な緩和の方向で、まだ経済活動の本格的な再開は先となりそうです。

休業要請を受けて、売り上げが急激に減少している現状への対応策としては、

- ①補助金や助成金を積極的に申請・活用する
- ②無担保・無利息の公的資金等の借り入れを実施する
- ③支出を抑える

ことで、企業内の資金を少しでも多く確保しておく必要があります。

①については、「持続化給付金」と「雇用調整助成金」を、多くの会員の方が申請されることと思います。

「持続化給付金」は、経済産業省の所管で従来から推進していた小規模事業者持続化補助金（「持続化補助金」）がベースですが、これとは別の枠組みでコロナウイルス対策として立ち上げたもので新型コロナウイルス感染症の影響で、前年同月比の収入が50%以上減少した事業者を対象としています。事業の継続を下支えすることを目的とし、事業全般に広く使える給付金です。また、給付の対象も商工業に限らず、幅広い業種を対象としていることが特徴です。専用のHPからアクセスして電子申請により、申請確認後、通常2週間程度で給付通知書を発送し、速やかな登録口座への支給の達成を目指しています。法人の給付額は最高200万円で、収入減少に対する収益補填です。

この国の施策とは別個に、福岡県では、経済産業省の持続化給付金の要件に漏れた事業者向けの「福岡県持続化緊急支援金」を用意しています。2020年1月以降、申請日の属する月の前月までの期間のうち、ひと月の売上が前年同月比30%以上50%未満となった月があり、この期間のうち、前年同月比50%以上減少した月がひと月もない法人で国の「持続化給付金」を申請していないことが申請要件です。この給付額は50万円で1回限りです。申請期間は、令和2年5月2日から緊急事態解除宣言がなされた日の翌月まで最長令和3年1月15日とされています。

持続化給付金

に関するお知らせ



持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため。

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**

※ただし、毎年1年間の売上からの減少分を上限とします。

売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入） - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

給付対象の主な要件

- 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
- 2. 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- 3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

※申請支援窓口の設置場所等については、詳説が決まり次第公表します。

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30～19:00 5月・6月（毎日）7月から12月（土曜日を除く日から金曜日）



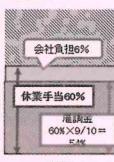
「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

雇用調整助成金の更なる拡充について

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、長期にわたる休業が求められ、労働者の生活の安定確保への配慮が必要。
- このため、支払能力に乏しい企業においても、高率の休業手当が支払われ、労働者の生活が安定的になるよう、緊急対応期間中の特例として、以下の拡充を図る。

拡充1 休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10とする

中小企業が雇用等を行なう雇用を維持している場合、休業手当60%を超えて支給する部分に係る助成率を特例的に10/10とする。
※ 教育訓練を行なった場合も同様



拡充2 1のうち一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に10/10とする

○ 中小企業であること

○ 新型インフルエンザ対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行なっていること

○ 以下のいずれかに該当する手当を支払っていること

①労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること

②上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っていること (支払率60%以上である場合に限る)

※ 教育訓練を行なった場合も同様

適用日 4月8日以降の休業等から遡って、緊急対応期間中に限り適用

※対象労働者1人1日当たり8,330円が上限

「雇用調整助成金」は、厚生労働省の所管で、本来は、従業員の雇用を守るために、従業員に支給する休業手当金の一部を国が助成する制度ですが、コロナウイルス対策で助成率や支給要件を緩和して、その特例措置として、休業手当の助成率を引き上げ、雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象とし、収入減少による支払賃金を補填することを目的とした助成金です。

また、福岡市では、「事業継続のための店舗家賃支援」を打ち出しています。これは、福岡県から出された協力要請等を受け休業した施設又は時間短縮営業した食事提供施設については、賃料の8割を支給するものです。

対象施設	福岡県から出された協力要請等を受け休業した施設又は時間短縮営業した食事提供施設	
対象期間	令和2年4月7日から同年5月6日まで	令和2年5月7日から同年5月31日まで
支援内容	1か月分（令和2年4月分）の賃料の8割 (1施設ごとの上限額50万円)	令和2年5月7日から同年5月31までの賃料の8割 (1施設ごとの上限額30万円)
申請期間	令和2年5月13日(水)から同年6月30日(火)まで	令和2年5月下旬以降を予定

これらの助成金についての現時点での国税庁の見解は、令和2年4月30日更新した「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取り扱いに関するFAQ」で例示として明らかにしたところによれば、雇用調整助成金、持続化給付金、東京都の感染拡大防止協力金などを課税としています。

これは、法人税法では、補助金や助成金など基本的にすべての収入が原則として課税対象としているからです。特に「雇用調整助成金」は、法人税基本通達2-1-42では、助成金の給付の原因となった休業等の事実があった日の属する事業年度の終了の日においてその交付を受けるべき金額が具体的に確定していない場合であっても、その金額を見積り、当該事業年度の益金の額に算入するものとしています。私見としては、今回のような一種の天災に等しい事態においても「見積り計上」まで求めることには些か疑問がありますが、法律的には、非課税との明文の規定がない限り、用途を限定しない収益補填的な要素のあるものは、益金を構成する、すなわち課税ということになります。

因みに、個人に対して支給される「特別定額給付金（1人10万円）」は、コロナ税特法第4条で明確に「非課税」とされています。

コロナ税特法とは、令和2年4月30日に成立・公布・施行された「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」のことで、(1)納税の猶予制度の特例、(2)欠損金の繰戻しによる還付の特例、(3)テレワーク等のための中小企業の設備投資税制、(4)文化芸術・スポーツイベントの中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客への所得税の寄附金控除の特例、(5)住宅ローン控除の適用要件の弾力化、(6)消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例、(7)特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税等の措置が規定しています。

執筆時点では、第2弾の支援策が模索されているようですし、また、助成金等についても、その額の見直し等も議論されているようです。

②については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来している事業者向けに「日本政策金融公庫」、「商工中金」が無利子・無担保の融資（「新型コロナ感染症特別貸付」など）、売上減少の実績がなくても今後の影響が見込まれる場合には、日本政策金融公庫等による「セーフティネット貸付け」がありますので、それぞれの条件・融資金額などを確認してみてください。また、民間金融機関による信用保証付き融資でも当初3年間金利負担が実質的に無利子となる支援の道もあります。

③については、不要不急な支出の抑制はもちろんですが、税務的には、やむを得ない場合に該当する可能性が高いと思われますので、法人税・源泉所得税・消費税等の申告期限を延長し、企業の状況にあわせて必要であれば、躊躇なく早期に納税の猶予等を受けることで、企業の資金確保の一助となります。

補助金・助成金には、ほかにも様々な制度があります。各企業の実情にも応じて活用できそうな制度をいち早く見つけ、各種の制度を組み合わせて総合的に検討して、収益計画、資金計画を立ててください。

また、流動的な現状に鑑み、国会の動向、政府のサイト（特に経済産業省、厚生労働省及び国税庁）などには、常に目を光らせて、情報の収集には一段の配慮をお願いします。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日 (曜)	時 間	主 催	行 事	会 場
2020	5					
			15：30～16：30	本 部	第9回通常総会	ソラリア西鉄ホテル 6月3日予定の第9回通常総会、講演会、会員交流会は、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となりました。
		3 (水)	16：45～18：15	本 部	講演会	
			18：30～20：00	本 部	会員交流会	
	6	17 (水)	12：30～12：55	本 部	支部長等会議（昼食会）	6月17日予定の支部長等会議は、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となる場合があります。
			13：00～14：00	本 部	支部長等会議	
		24 (水)	14：00～16：00	本 部	経営セミナー 1回目 (リスクマネジメントセミナー)	6月24日及び26日予定の経営セミナーは、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。
		26 (金)	14：00～16：00	本 部	経営セミナー 2回目 (リスクマネジメントセミナー)	
	7					
	8			本 部	改正税法説明会	福岡ガーデンパレス
	9			本 部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス

※ 日時、会場等変更になる場合があります。（空白のところは未定です。）